

厚岸町規則第7号

厚岸町老人福祉基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町老人福祉基金条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町老人福祉基金条例施行規則（平成2年厚岸町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条 厚岸町老人福祉基金条例規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「その他」の次に「老人福祉に関わる事業として」を加え、同号を同条第5号とする。

第2条 厚岸町老人福祉基金条例規則の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日

から施行する。